

新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除後の講習会等実施ガイドライン

普及部

○講習会・教室等開催におけるガイドライン(実施基準)

1. 実施すべき感染防止事項のチェックリストの作成

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを作成、主催者だけでなく、参加者も把握できるよう掲示する
- 各事項がきちんと守られているか定期的に確認する
- 障がい者や高齢者などの利用の特性にも配慮する

2. 要項等に注意事項として参加者への以下事項を記載

- 感染防止のために主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従うこと
- マスクを持参し、常に着用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと
- 当日受付時に体温等健康チェックを行うこと
 - ・平熱を超える発熱でおおむね 37.5°C以上の場合は入室・受講は出来ません
- 講習前2週間における以下の事項の有無を確認し、1つでも該当する場合には参加を見合わせること
 - ・平熱を超える発熱(おおむね 37.5°C以上)
 - ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状の有無
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさの有無
 - ・臭覚や味覚の異常の有無
 - ・新型コロナウイルス感染者陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるかどうかの有無
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、または該当する国・地域在住者の濃厚接触があつたかどうかの有無
- 講習会後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること

3. 会場の人の出入りの確認

- 万が一、感染が発生した場合に備え、会場等に入った人物を把握し、氏名や連絡先が分かるようにする
(少なくとも1か月以上保管)

4. 感染者報告等があった場合の対応方針の決定

- 講習会等後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の対応方針について、開催会場の地区自治体の衛生部局とあらかじめ検討して事前に決定・確認しておく(開催会場地区において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針も同様に決定しておく)

5. 講習会等当日の会場設置等

- 受付：可能な限り講習会場(部屋)の外にて行う
- 入室時：毎回手指の消毒を行ってから入室する
- 講師と受講者の距離：対面状態で飛沫が届かないよう十分に距離を取る(会場の都合で距離が近くなる場合は、透明ビニールシートなどで遮蔽する(座学時))
- マスク：全員(受講者・講師・スタッフ)マスクを着用する
- 換気：エアコンの使用と合わせ、窓の開放等をして、常に換気を行う
- 座席：受講番号順の座敷指定とし、可能な限り距離を取るレイアウトとする
- 配布資料：一定の場所に置き、受講者に取りに来てもらう

6. アーチェリー講習会・教室などの場合

- 上記1～5の他、以下について注意する
 - ・講師、スタッフはマスク及び手袋を着用する
 - ・用具：参加者の使用する用具は一人専用として準備し、複数人での使い回しは避ける
 - ・矢取り：矢取りにおいても他の参加者の矢には絶対触れさせない
 - ・スコア記入：ミニゲーム等によりスコアカードを使用する場合は、相手との交換は行わない
 - ・指導する際：出来るだけ選手と1m以上離れて指導する。指導される者同士は2m以上の間隔を空けるようにする
 - ・用具の消毒の徹底
 - ・引率者(付き添い)の待機場所は「密」にならないように座席の間隔を考慮して、必要最低限の移動とする